平成２５年（フ）第３２号
静岡県富士市中之郷3136番地の９
債務者　森下　俊明
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３３号
静岡県富士市檜新田246番地　シティハイムヒノキ201号、前住所静岡県富士市中之郷3136番地の９
債務者　森下美智子
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１０１号
大阪府和泉市黒鳥町601番地の７　７―101、前住所熊本県熊本市清水亀井町32番37号
債務者　渡辺英里佳
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
大阪府岸和田市沼町33番４号
債務者　結城　美佳（旧姓房村・高橋）
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
大阪府泉佐野市湊３丁目７番22号
債務者　尾﨑　　茂
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
大阪府泉佐野市下瓦屋５丁目１番14号
債務者　葉利　町子
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
大阪府泉佐野市日根野4239番地の１　202
債務者　西村美津子（旧姓西谷）
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
大阪府泉大津市田中町９番24号
債務者　春日薬局こと　樽井チヨ子
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
奈良県天理市石上町613番地
債務者　川本　大介
１　決定年月日時　平成25年４月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８３号
香川県高松市多賀町３丁目５番17　コート多賀Ⅲ402号室
債務者　山中　義壽
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１２９号
山口県下松市笠戸島77番地２、住民票上の住所香川県丸亀市飯山町西坂元1100番地10
債務者　白川　　工
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１３０号
香川県丸亀市飯山町西坂元1100番地10
債務者　白川　里美
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１５号
香川県善通寺市吉原町3157―１　京都みやま２―108、住民票上の住所香川県仲多度郡多度津町大字山階1878番地13
債務者　黒川　　智
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２５号
香川県善通寺市木徳町1182番地１
債務者　前谷　静代（旧姓瀧本）
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２７号
香川県善通寺市吉原町3157番地１　京都みやま3407号
債務者　西森　　進
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１３号
福岡県大牟田市下白川町１丁目23番地
債務者　猿渡　徳子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１４号
福岡県大牟田市大字岬1969番地　黒崎県営住宅９棟304号
債務者　髙原　正子
１　決定年月日時　平成25年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部